　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大個審第６－２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（建議第４号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成１４年７月３０日

　大阪府知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府個人情報保護審議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会長 　佐藤　幸治

改正住民基本台帳法の施行に伴う本人確認情報に係る個人情報

保護制度のあり方について（建議）

　大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号。以下「条例」という｡）　は、その前文において、「個人の尊厳と基本的人権の尊重は、私たちの社会の基礎をなすものであり、この見地から、個人のプライバシーを最大限に保護することが重要である。とりわけ、情報・通信技術の飛躍的発展がもたらす高度情報化社会においては、個人が自己に関する情報を自ら実効的にコントロールできるようにすることが必要である｡」と謳っており、府並びに大阪府個人情報保護審議会（以下「本審議会」という。）はその実現に向けて、これまで、個人情報の保護に関する様々な方策について、鋭意その推進に努めてきたところである。

　このような観点から、本審議会は本年８月５日の施行を間近に控えている改正住　民基本台帳法（平成１１年法律第１３３号。以下「法」という｡）に関して、個人情報保護関連法案が成立していないなど、国の個人情報保護制度の整備が不十分な中で、いわゆる「住民基本台帳ネットワーク」が構築されることに危惧を抱かざるを得ないところである。

　法施行に伴う本人確認情報の提供については、別に行う答申（大阪府個人情報保　護審議会答申第３１号）に述べるような条件を付して適当と認めるが、府の実施機関は、条例第３条の規定により、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を課せられていることからみて、今後、府としても個人の権利利益の保護のため必要な措置を検討し、実施すべきであると考える。

　そこで、本審議会は、法の施行に伴い府が構築を図るべき、本人確認情報に係る　個人情報保護制度のあり方に間する下記の事項について、速やかに検討され、本審議会に報告されるよう、条例第５７条第１項の規定により建議する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　１　府民の本人確認情報に関する自己情報コントロール権の確保の観点から、自　　　己の本人確認情報の利用状況について府民が自ら確認できる手段の整備を図る　　　こと。

２　住民票コード等の利用については、法定目的の事項に厳格に限定されなけれ　ばならないこと及び個人情報の慎重な取扱いについて、本人確認情報に係る事務を担当する職員に対する研修はもとより、民間事業者、府民等に対する様々な機会を捉えた啓発を行うなどその周知徹底に努めること。

３　住民票コードに関する民間事業者等の利用等の防止について、府独自の措置　を図ること。

４　府の本人確認情報の利用状況について、可能な限りその把握に努めるととも　に､把握した最新の利用状況について､定期的に本審議会への報告を行うこと。

５　その他本人確認情報の保護を図るための方策について、様々な角度からの検　討を行い、常に制度の充実に努めること。